

愛知県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び「保育士等キャリアアップ研修のeラーニング等による実施方法について」（平成31年4月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に基づき、愛知県知事が行う保育士等キャリアアップ研修実施機関（以下「研修実施機関」という。）の指定等について必要な事項を定め、保育士等キャリアアップ研修の円滑な執行を図ることを目的とする。

(研修実施機関の指定要件)

第2条 知事は、申請者が次の要件を満たすと認める場合は、研修実施機関として指定することができる。

- (1) 市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政基盤を有していること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること。
- (4) 研修実施機関の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は申請者の代表者、役員若しくは関係者等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
 - ウ 暴力団関係者（暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者）
- (5) 次の要件を満たす研修を実施すること。
 - ア 研修分野（研修種別）及び対象者
研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修とし、研修の対象者は、県内在住者、県内の保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び児童福祉法第59条の2の規定により届出を行った施設をいう。以下同じ。）で勤務している者

及び勤務を予定している者（内定者に限る。）であって、研修ごとに、次のとおりであること。なお、受講希望者の数が定員に満たない場合、各号以外の者に研修を受講させることができる。

（ア） 専門分野別研修（①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）

保育所等の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

（イ） マネジメント研修

（ア） の分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

（ウ） 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

イ 研修内容

研修内容は、ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものであること。

ウ 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上であること。

エ 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると知事が認める者であること。

オ 実施方法

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫すること。

研修の開催日、時間帯及び集合研修の場合の研修会場（愛知県内とすること。）については、受講希望者が受講しやすいよう配慮すること。

また、集合研修のほか、eラーニングで実施できることとし、eラーニングで研修を実施する場合は、受講者が不正行為を行わないよう、オンライン又はオフラインによる実施時のなりすまし及び早回し等の不正防止対策をとること。

（6）以下に定める研修修了の確認及び評価を行うこと。

ア 研修修了の確認

分野ごとに、研修の全時間を受講していることを確認すること。

イ 研修修了の評価

研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認すること。

なお、レポートには、研修で学んだことや理解したこと、自らが担うこととなる保育内容と関連付け、今後、役に立つこと等を記載させるものとし、レポート自体に理解度の評価（判定）を行って、修了の可否を決定することまでは要しない。

また、受講者のうち、態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないこと。

（7）以下に定める研修修了の情報管理を行うこと。

ア 修了証の交付

研修実施機関は、研修修了者に対し、様式第1号「保育士等キャリアアップ研修修了証（以下「修了証」という。）」を交付すること。

なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すこと。

（ア）修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号（2桁）-修了証の発行年度（2桁（西暦の下2桁））-研修指定番号（3桁）-通し番号（5桁）」の12桁とすること。

研修指定番号は、研修実施機関の番号（2桁）（指定時に愛知県で決定し、通知する）と研修種別番号（1桁）の3桁の番号とする。なお、「研修種別番号」はガイドライン別添2「修了証番号について」のとおりとすること。

（イ）修了証の効力

修了証については、愛知県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

イ 研修修了者の情報管理

研修実施機関は、次のとおり、研修修了者の情報管理を行うこと。

（ア）研修修了者名簿の作成

受講希望者からの申込みの際、①保育士登録番号（受講希望者が保育士の場合に限る。）、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名（現に保育所等に勤務している者に限る。）を把握し、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証

番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成すること。

なお、研修実施機関は勤務先の都道府県及び市町村に①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申込み時において、受講希望者（修了者）本人から同意を得ること。

（イ）研修修了者名簿の提出

研修実施機関は、毎年度、実績報告とともに研修修了者名簿を知事に提出すること。

（ウ）個人情報の保護

研修実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

研修実施機関は、受講者及び研修事業に従事する者に対して、研修事業において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

ウ 修了証の再交付

研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うこと。

（指定の申請）

第3条 研修実施機関の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修受付開始予定日の2か月前までに、必要事項を記載した様式第2号「保育士等キャリアアップ研修指定申請書（以下「申請書」という。）」に下記の必要書類を添付して知事に提出しなければならない。

- ア 事業計画
- イ 研修カリキュラム
- ウ 講師履歴及び就任承諾書
- エ 研修実施機関概要
- オ 組織図
- カ 役員名簿
- キ 事業者規約（定款、寄付行為、個人情報保護規則等）
- ク 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ケ 申請時の予算書
- コ 直近の決算書
- サ 所要経費見積書（年度事業計画分）
- シ その他知事が必要と認める書類等

(指定の通知)

第4条 知事は、申請内容がこの要綱に定める内容を満たした研修を適切に実施できるものと認められる場合は、様式第3号「保育士等キャリアアップ研修指定通知書」により研修実施機関の指定を行う。

2 知事は、申請の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。

(指定の効力)

第5条 前条による指定は、指定を行った年度のみ効力を有する。

2 研修実施機関は、指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、様式第4号「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書」に次に掲げる資料を添付して、知事に提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き、効力を有するものとする。

なお、下記書類のうち、講師に変更がない場合は、ウの講師履歴を省略できるものとする。

- ア 事業計画書
- イ 研修カリキュラム
- ウ 講師に関する書類（講師履歴及び就任承諾書）
- エ 所要経費見積書（年度事業計画分）
- オ その他知事が必要と認める書類等

3 前項の「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書」の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて届出者に補正を求め、届出者が期間内に補正を行わないときは、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

(指定内容の変更)

第6条 研修実施機関は、第3条又は前条の申請により指定を受けた内容を変更するときは、速やかに様式第5号「保育士等キャリアアップ研修指定内容変更申請書」に変更に係る書類を添付し提出しなければならない。

2 前項の「保育士等キャリアアップ研修指定内容変更申請書」の内容がこの要綱に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、当該申請を拒否することができる。

(調査及び指導)

第7条 知事は、研修の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度で、研修実施機関の長に対し、研修方法その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は職員に、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(指定の取消し)

第8条 知事は、研修実施機関が、この要綱に定める内容に該当しなくなったと認めるとき又は前条に規定する指導に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

(実績報告)

第9条 研修実施機関は、指定を受けた年度の研修が全て終了した後1か月以内又は翌年度4月30日までのいずれか早い日までに、様式第6号「保育士等キャリアアップ研修実績報告書」に、次に掲げる書類を添付し、知事へ提出すること。

- ア 事業結果
- イ 研修実績
- ウ 愛知県保育士等キャリアアップ研修修了者名簿
- エ 修了証の写し（1名分）
- オ 受講者アンケート集計結果（実施した場合のみ）
- カ その他実績に係る書類

(その他)

第10条 この要綱、ガイドラインに定めるもののほか、保育士等キャリアアップ研修の指定等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月7日から施行する。